

# 業務のご案内

令和4年度ディスカウント資料



愛知県水産会館

愛知県信用漁業協同組合連合会

# 目次

ごあいさつ	1
経営方針	2
コンプライアンス(法令遵守)態勢	3
リスク管理態勢	4
金融ADR制度への対応	5
利用者保護管理態勢	6
漁業者等の経営の改善ための取組の状況	6
貸出運営についての考え方	7
地域の活性化に関する取組み	8
トピックス	8
事業のご案内	9
勧誘方針	11
手数料一覧表	12
業績	15
貸借対照表	16
損益計算書	17
注記表	18
キャッシュ・フロー計算書	24
剰余金処分計算	25
貯金	26
貸出金	27
有価証券	30
受託業務・為替業務等	31
平残・利回り等	32
諸指標	35
自己資本の充実の状況	36
リスク管理情報	50
本会の組織	52
財務諸表の正確性、内部監査の有効性に関する確認書	53
組織機構図	54
店舗一覧表	55
沿革歩み	56

## ごあいさつ

平素より、私たちも愛知県信漁連をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本年も、当連合会の業務内容、活動状況などについて皆様にご紹介するため、ディスクロージャー誌を作成しましたので、当連合会に対するご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

世界はロシアのウクライナ侵攻と西側諸国による対ロシア経済制裁によって資源価格が高騰し、インフレ圧力が一段と強まり、供給網が大きく混乱しています。加えて、中国の上海市のロックダウンなど、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済活動の停滞も懸念されています。ロシアとウクライナの戦争の先行きを予想することは難しく、対ロシア制裁は長期化が必至です。また、中国のゼロコロナ政策は少なくとも短期的には一段の景気下押し要因となり得ます。一方で、多くの国はコロナ抑制と経済再開の両立を目指し、ワクチン接種進展などを背景に規制解除を進めています。今後の世界経済は、防疫と経済活動の両立が進む中で、消費や投資を中心に景気回復を持続すると思われますが、世界経済の回復ペースは、ウクライナ侵攻前と比べて大幅に鈍化する懸念があります。

一方、日本の景気は、ロシア・ウクライナ情勢の行方や円安の進行、原油・原材料価格の高止まりなど、不透明な外部環境の動向が懸念材料となってきそうです。特に、輸入物価の上昇は、企業の収益力や家計の購買力の低下をもたらす要因となります。他方、新型コロナウイルスの感染状況に落ち着きがみられるなかで、外出機会の増大にともなう対面型サービスの需要拡大のほか、インバウンド消費需要も期待されます。また、半導体需要の増加や値上げへの意識の変化などはプラス材料となりそうです。今後は、下振れリスクを多く抱えながらも、緩やかな上向き傾向で推移することが期待されます。

本県漁業につきましては、漁船漁業のうちシラス漁は全体的に好調でしたが、小女子漁は昨年に引き続き全面禁漁となりました。貝類については、アサリ稚貝の減耗が激しく、水揚高は低迷しました。海苔養殖については、生産量が減少したことに加え、取引単価も低位で推移したことから水揚高は伸び悩みました。鰻養殖は、種苗価格および販売単価が比較的安定していたことから、水揚高は安定的に推移しました。

当連合会は、昭和24年の水産業協同組合法施行に伴い、水産金融専門機関の必要性が叫ばれ、昭和25年6月に設立し、本年で72年目を迎ましたが、令和4年4月1日に東日本信用漁業協同組合連合会と合併し、72年の歴史に幕を閉じ東日本信用漁業協同組合連合会愛知支店として新たなスタートを切りました。今まで愛知県信用漁業協同組合連合会に対して、多大なご支援、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。今までのご愛顧に感謝するとともに、今後も、水産金融の県内中核団体としてその使命を果たすため役職員一丸となって皆様のご期待に応えられるよう事業活動に取り組んでまいりますので、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年7月

東日本信用漁業協同組合連合会  
愛知支店

常務理事 高橋 学

# 経営方針

当連合会は、水産業並びに地域社会の発展に貢献できるよう、組合員をはじめとする利用者の期待に応え、地域のメインバンクとなるべく、金融サービスの提供に努めてまいります。

水産業をとりまく環境は、魚価の低迷、後継者不足等依然厳しく、JF 系統の経営環境についても厳しさが増しています。

そのような状況の下、組合員・利用者が安心してお取引いただけるよう、不祥事未然防止や反社会的勢力排除に向けての取組み等、コンプライアンス(法令等遵守)の強化を最優先課題とともに、以下の重点取組課題に取り組みます。

## (重点取組課題)

### (1) 浜と地域の活力再生に向け、会員・組合員利用者の期待に応えます

- ① 間接部門の効率化等を通じて、浜（漁村）に出向く体制を強化します。
- ② 都県域間のノウハウ共有と人材育成を通じ、会員・組合員利用者の様々な相談に応えられる職員を育成します。
- ③ 集積される財務基盤を活用し、規模拡大を進める漁業者にも対応できる商品メニューの拡充に取組みます。

### (2) 系統団体の一員として諸団体と連携し、信用事業を通じて総合事業の一翼を

#### 担いつつ、漁業の維持・発展に努めます

- ① 組合員に総合事業サービスを提供する漁協系統組織の一員として、組織の会員・関係団体および行政と一体となって、漁政・系統運動方針等に基づく事業運営を展開します。
- ② 集積される財務基盤を活用し、会員・漁連のメインバンクとして系統経済事業の発展に一層貢献します。

### (3) JF マリンバンクを次世代に引き継ぐため、安定した事業運営を行います

- ① 協同の精神に立脚した漁業専門の協同組織金融機関を将来にわたって残していくため、経営管理とリスク管理の高度化に取組むとともに、収益力の強化と経営の効率化に取組みます。
- ② 組合員利用者および会員の声に真摯に耳を傾け、JF マリンバンクらしい金融サービスの提供に努めます。

## コンプライアンス(法令遵守)態勢

国内外における社会経済情勢の変化や構造改革に伴い、経営のあり方そのものが強く問われております。優れた経営判断を行い効率的経営を展開していくためには、企業理念の確立とともに遵法経営のためのコンプライアンス態勢が重要となっております。

当連合会も、金融機関の一員として金融システムの中において引き続き信頼を確保し、基本的使命や社会的責任を果たしていかなければなりません。

それには、自己責任原則に基づく徹底した自己規律・自助努力を肝に銘じ、法令等を遵守し、会員等利用者の皆さまへの情報開示を通して、透明性の高い業務運営を行っていくため不断の努力を積み重ねていくことが重要です。

このため、法令遵守に係る「基本方針」、「コンプライアンス・マニュアル」に基づき、各部署にコンプライアンス責任者・担当者を設置しており、コンプライアンス態勢全般に係る企画・推進・進捗管理に関する検討協議を行う「コンプライアンス推進委員会」を開催し、毎年の実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定し、業務の健全性と適切性に取組んでいます。

今後ともコンプライアンスが着実に浸透するよう、また、より一層の実効性を確保できるよう努めてまいります。

### 「基本方針」

#### (漁協系統信用事業の使命)

1. 協同組合原則を基本理念とする漁協系統信用事業本来の役割を自覚して、健全な業務運営を行い、会員等利用者からの搖るぎない信頼の確立を図る。

#### (質の高い金融サービスの提供)

2. 所属員の漁業の生産・能率の向上を支える、創意と工夫を活かした質の高い金融サービスの提供を通じて地域経済・社会の発展に貢献する。

#### (法令やルールの厳格な遵守と適正な業務運営)

3. 水協法・定款を始めとするあらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に反することのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

#### (反社会的勢力との対決)

4. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

#### (会員等利用者・地域社会とのコミュニケーション)

5. 経営情報の積極的かつ公正な開示並びに漁業金融の特性を活かした信漁連らしい活動等を通じて、会員等利用者はもとより広く地域社会とのコミュニケーションを図る。

# リスク管理体制

## [リスク管理基本方針]

今日の金融機関の管理すべきリスクはますます多様化し高度化しております。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべくリスク管理に関する規程等を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この規程等に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理態勢の充実・強化に努めています。

### 1. 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当連合会は、理事会において個別の重要案件又は大口案件については対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行ってています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

### 2. 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。市場リスクは、主に金利リスク、為替リスク、価格変動リスクの3つからなっています。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいい、為替リスクとは、外貨建資産・負債についてネット・ベースで資産超又は負債超ポジションが造成されていた場合に、為替の価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失が発生するリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。当連合会では、金利リスク、価格変動リスク、為替リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを図るため、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当連合会の保有有価証券ポートフォリオの状況などを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するリスク管理運用会議を定期的に開催して、情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びリスク管理運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券運用を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

### 3. 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。当連合会では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

### 4. オペレーション・リスク管理

オペレーション・リスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当連合会では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

#### (1) 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当連合会では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに教育・研修による職員の資質向上のほか、自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

#### (2) システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当連合会では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「システムリスク管理マニュアル」を策定しています。

## 金融ADR制度への対応

当連合会は、組合員等の利用者の皆さまからの相談・苦情等には、誠実、迅速かつ適切に対応し、早期解決と再発防止・未然防止に努めています。

具体的には、利用者サポート等の全体的管理業務を担当する部署を設置し、当連合会の事業に関する相談・苦情等の総括的業務を担当する部署を設置のうえ、利用者の皆さまからのご相談・苦情等については、誠実に受付け、迅速かつ適切に対応するとともに、必要に応じて関係部との連携を図り、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。

受け付けたご相談・苦情等については、苦情処理態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

苦情などのお申し出については、当連合会が対応いたしますが、納得のいく解決ができない場合は、JFマリンバンク相談所及び弁護士仲裁センター(東京、第一東京、第二東京の3弁護士会)をご利用いただけます。

なお、利用者の皆さまが直接弁護士会に紛争解決を申し立てることもできます。

## 利用者保護管理態勢

当連合会は、関係法令等の遵守のみならず、組合員等利用者の皆さまの利益の保護や利便性の向上をはかり、安心してご利用いただけるよう「利用者保護等管理方針」を制定するとともに組織体制を構築し、利用者保護等管理態勢の整備・確立に努めています。

### 1. 金融商品説明

当連合会は、貯金・貸出取引に関して、組合員等の利用者の皆さまの知識・経験・財産等の状況に応じた適切な商品説明や特に利用者に不利益となるリスクについても丁寧に説明いたします。

JF マリンバンク利用者説明管理規程を整備し、利用者説明管理責任者、利用者説明管理者、担当者を配置して取り組んでおります。

### 2. 利用者情報の保護

当連合会は、組合員等の利用者の皆さまよりお預かりした個人情報の適切な保護と利用を図るため、個人情報の保護に関する法律をはじめ農林水産大臣のガイドラインなどに則り、個人情報保護方針のほか諸規程を制定するとともに体制を整備し、厳格な個人情報の管理に努めています。

### 3. 業務の外部委託

当連合会が、個人データの取扱いを外部に委託する場合においても、組合員等の利用者の皆さまよりお預かりした個人情報の安全な管理が図られるよう、委託先の厳格な選定と定期的な管理に努めています。

### 4. 利益相反取引

当連合会は、組合員等の利用者の皆さまの利益が不当に害されることがないよう、水産業協同組合法及びガイドラインに基づき、皆さまと当連合会との間で利益が相反する恐れのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針に則り皆さまの利益の保護に努めています。

## 漁業者等の経営の改善のための取組の状況

金融円滑化及び経営支援に向け当連合会は、漁業者の事業活動の円滑な遂行と個人の皆さまの経営の改善のため、取り組んでまいります。

### 1. 中小漁業者等の経営支援に関する取組方針

当連合会は、以前より、漁業者の協同組織金融機関として「健全な事業を営む漁業者をはじめとする地域の皆さまに対して必要な資金を円滑に提供していくこと」が使命であると考え、資金繰りや返済が苦しくなった皆さまからの返済猶予等の申し出があった場合には柔軟に対応してきましたが、中小事業者や住宅ローンの借入金の返済猶予等を目的として、施行された中小企業金融円滑化法以降も同様に、返済猶予等の申込みに対して、真摯に対応して参ります。

また、経営者保証に関するガイドライン(平成25年12月5日経営者保証に関するガイドライン研究会により公表、平成26年2月1日適用)に基づき、当連合会では、新規のお取引や既存のお取引における経営者保証に関して、ガイドラインを遵守し、良好な信頼関係の構築と地域の活性化に取り組んでまいります。

### 2. 中小漁業者等の経営支援に関する態勢整備の状況

当連合会は、金融円滑化にかかる基本方針と関係規程を再整備のうえ、コンプライアンス推進委員会により金融円滑化管理態勢整備にかかる企画・推進及び進捗管理状況を協議のうえ、実効性のある対応に努めています。

### 3. 中小漁業者等の経営支援に係る取組状況

会員漁協には、決算業務・税務申告作業を通じて、その経営内容の分析や改善指導を実施しています。

また、要改善JFには、財務・収支状況を行政・系統諸団体と連携して把握のうえ、改善計画への取り組みについて指導しています。

漁業者の方々には、漁業金融相談員によって、相談業務の強化と適切な融資商品情報を提供のうえ、漁業系統金融機関としての役割を果たしております。

また、水産業の持続的な発展及び活力ある漁村を実現するため、改革に取組む意欲のある漁村が、その実態に応じた総合的かつ具体的な取組内容及び改善目標を定めた「浜の活力再生プラン」及び浜の機能再編や中核的漁業者の育成等を通じて水産業の競争力を図ることを目的とした「広域浜プラン」策定に対し、積極的な関与及びサポートに努めています。

## 貸出運営についての考え方

当連合会は、会員の組合員の経済的・社会的地位の向上を図ることを経営理念に、水産金融並びに地域金融機関として漁業はじめ地域経済の発展に貢献するという目的を果たすため、融資基本方針（クレジットポリシー）を制定し、融資業務の健全で適切な運営を目指します。

### 1. 融資の対象

愛知県下を一円とした協同組織の金融機関として、会員、漁業者、水産加工業者に対する事業資金をはじめ地域の皆さまへの生活資金などを融資します。

### 2. 自己責任

自己責任原則に基づくリスク管理は金融機関としての基本であり、全ての融資に信用リスクが存在することを認識し、自己責任において融資業務の健全性と適切性を確保します。

### 3. コンプライアンス

水協法・定款を始めあらゆる法令やルール等の社会的規範を遵守するとともに、反社会的勢力への融資を排除するなど、誠実かつ公正な融資を行います。

### 4. 適切な融資慣行の確立

融資審査にあたり、独立した審査部門により融資先の経営状況、資金使途、回収の可能性などを総合的に判断して行い、担保・保証に過度に依存しない融資を行います。また、経営者保証に依存しない融資の一層の促進を図るとともに、経営者以外の第三者の連帯保証人を求めないことを原則とした融資慣行の確立に努めます。

なお、融資先の資金繰りや返済に懸念が生じた場合には、返済の猶予等についても真摯に取り組みます。

### 5. 説明責任

融資契約及びこれに伴う担保・保証契約に際しては、利用者の知識、経験及び財産等の状況を踏まえ、適切な説明を行います。

### 6. 資産の健全化

厳正な自己査定並びに継続的なモニタリングによる融資先の把握により、資産の健全性の維持・向上を図ります。

また、特定の利用者への過度な与信集中を回避し、信用リスクのコントロールに努めます。

### 7. 適正な収益の確保

リスクに見合った金利設定により、適正かつ安定的な収益の確保に努めます。

## 地域の活性化に関する取組み

当連合会は、会員及び組合員の経済的・社会的地位の向上を図ることを経営理念とし、水産金融並びに地域金融機関として漁業をはじめ地域経済の発展に貢献するという目的を果たすための事業運営を実施しております。

### 漁村等地域の活性化のための支援

当連合会では、漁獲量の減少、漁業コストの増大など水産業を取り巻く環境が厳しさを増す中、各地域で漁業者の所得向上を目的として策定された「浜の活力再生プラン」による各種協議会に参加し、金融面からサポートしてきました。また、浜の機能再編や中核的漁業者の育成等を通じて水産業の競争力を図ることを目的とした「広域浜プラン」に基づき、水産関係施設の再編整備や中核的担い手の育成に必要な漁船及び機器導入事業に金融面からサポートしています。

## トピックス

### 地域密着型金融の取組みについて

JFマリンバンク愛知では、水産業と地域社会に貢献するため、次とのおり地域密着型金融の推進に取り組んでいます。

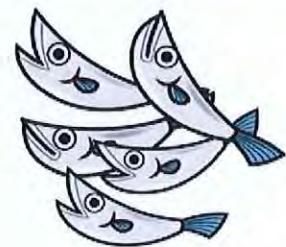
#### メインバンク機能強化の取組み

##### 1. 融資商品の適切な提供

各種プロパー資金に対応するとともに、漁業近代化資金等の取扱いを通じて、漁家経営と生活をサポートしています。

##### 2. 担い手のニーズに応えるための体制整備

各店の融資担当者が、皆様方からお聞きした情報を把握・分析し、設備投資をはじめとする融資に関する訪問・資金供給活動を実施しています。



#### 新型コロナウイルス資金繰り支援

##### 1. 対応方針

漁業専門金融機関として、組合員等の資金ニーズに応え円滑に資金供給していくため、最大限の金融対応を行っています。

##### 2. 資金メニュー

これまでの対応実績 (累計値)	農林漁業セーフティネット資金	78件	531,810千円
	危機対策資金	9件	38,580千円
	JFマリンバンクコロナ対策長期資金	27件	217,400千円

## 事業のご案内

当連合会は主に、漁協系統金融機関として、県段階における資金需要調整を中心に、水産業に携わる皆様の貯金をお預け入れいただいております。お預かりしました貯金は、会員等への貸出の他に農林中央金庫への預金や有価証券等に運用しております。

### [貯金業務]

貯金種類は、一般金融機関のメニューと変わりません。お客様のニーズに合った商品をご利用下さい。

#### ○貯金(会員以外からの貯金)のご案内

種類	期間	特色	預入金額
自由金利型定期貯金 (大口定期)	1か月以上5年以下		1,000万円以上
自由金利型定期貯金(M型) (スーパー定期300)	1か月以上5年以下	預入期間と預入金額で金利が異なります。	300万円以上
自由金利型定期貯金(M型) (スーパー定期)	1か月以上5年以下		1円以上300万円未満
期日指定定期貯金	3年	預入1年後からは、1か月前までに満期日を指定すれば、自由に払戻ができます。	1円以上300万円未満
変動金利定期貯金	1年以上3年以下	預入日から6か月毎に約定金利が見直されます。	1円以上
積立定期貯金	1年以上5年以下	任意の金額を積立てる「自由式」と積立金額を一定にした「定額式」があります。	1円以上
定期積金	6か月以上5年以下	毎月無理のない掛金を定期的に掛け、満期日にまとまった資金を得ることができます。	500円以上
通知貯金	7日以上	預入7日後からは、2日前までに払戻の予告をすれば、自由に払戻ができます。	10,000円以上
普通貯金	定めなし	出し入れ自由な貯金で、給与・年金の受取や公共料金等の自動支払に便利です。	1円以上
貯蓄貯金	定めなし	出し入れ自由で、所定の払出回数を超えると手数料をいただきます。	1円以上
当座貯金	定めなし	振出した小切手・約束手形を決済するための無利息の貯金です。	1円以上
納税準備貯金	定めなし	納税のための資金を準備する貯金で、利子は非課税です。	1円以上
決済用貯金	定めなし	出し入れ自由な貯金で、無利子ですが、貯金保険制度により全額保護されています。	1円以上

[貸出業務]

○個人向け融資(消費者ローン)のご案内

種類	貸付金の用途	融資期間	融資額	その他
カードローン	自由 (事業性資金を除く)	3年 自動更新可	最高 100万円	
証書貸付 漁協ライフローン	生活の安定向上を図ることを目的とした生活に必要な資金	5年以内	最高 200万円	
マイカーローン	自動車購入資金・車検修理費等	8年以内	最高 500万円	
教育ローン	入学金・授業料・下宿代等	10年以内	最高 500万円	
リフォームローン	住宅の増改築・機器購入資金等	15年以内	最高 1,000万円	
フリーローン	自由	7年以内	最高 300万円	
住宅ローン (変動金利型) (固定金利型)	住宅の新築・増改築・修繕・購入等住宅に関する資金	35年以内	所要金額	原則として当該事業の土地・建物等の担保が必要

(その他)・貯金担保貸付…貯金額の一定割合以内でのご利用で、定期貯金・定期積金を担保とします(用途は自由)

○事業者向け融資のご案内

種類	貸付金の用途	融資期間	融資額	その他
手形貸付	事業経営全般に必要な短期事業資金	1年以内	必要な資金額	
一般資金 貯金担保	貯金を担保にした短期資金	担保貯金の満期日まで	担保の範囲内	貯金担保
証書貸付	事業経営全般に必要な長期事業資金			
一般資金 (変動金利型) (固定金利型)	民宿・旅館等の設備資金及び住宅資金以外の建物・土地購入資金	25年以内	事業費の範囲内	全国漁業信用基金協会保証が利用できます
ローン貸付	他の資金に該当しない資金			
漁業近代化補完資金 (変動金利型) (固定金利型)	漁船の機関・船体・自動車を購入する資金	5年以内	必要な資金額	提携会社の保証が受けられる方
漁業経営安定化資金	漁業近代化資金制度資金で対応できない漁業及び水産加工業等に必要な資金	20年以内	事業費の範囲内	全国漁業信用基金協会保証が利用できます
	不測の事態による収益の減少時に事業の安定化を図る資金	5年以内	500万円以内	

(その他)

割引手形…一般商業手形割引

当座貸越…一定極度まで自由にご利用できます

制度資金…県で定められている資金・原則として事業費の80%以内

漁業振興資金 手形貸付 証書貸付	漁業経営の安定・拡大等に必要な資金	1年以内 5年以内	原則として全国漁業信用基金協会保証が必要
漁業近代化資金 証書貸付	漁船・漁業設備・種苗等購入等に必要な資金	20年以内	全国漁業信用基金協会保証が利用できます (原則として借入額300万円以上の場合は、全国漁業信用基金協会保証が必要となります。)

#### 〈変動金利について〉

新規貸出利率…毎年3月1日と9月1日(基準日)における基準金利を、その1か月後である4月1日と10月1日から各々適用します。なお、基準日が休日の場合はその翌営業日の基準金利を適用します。また、基準金利が各基準日の間に通算して0.5%以上変動した場合は、変動した日の翌月の応答日(休日の場合は翌営業日)に改定します。

既存貸出分利率…毎年9月末日に貸出残高を有するものについて、10月1日(基準日)の基準金利を基準として貸出金利率見直し、基準日以降最初に到来する約定返済期日の翌日から新利率を適用します。ただし、月賦償還の場合は、12月の約定返済日の翌日から新利率を適用します。なお、オンラインシステムにおける長・短期プライムレート連動資金の場合は、10月1日に加えて4月1日の基準金利を基準として年2回貸出金利を見直します。

※基準金利:短期プライムレート又は長期プライムレート

#### [為替業務]

会員等のための、全国の為替業務を取扱う漁協、農協、信漁連、信農連、農林中央金庫により構成されております系統為替制度に加盟しているほか、全国銀行内国為替制度にも加盟しております。

#### [代理業務]

農林中央金庫、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人福祉医療機構、全国漁業信用基金協会、農水産業協同組合貯金保険機構、愛知県(沿岸漁業改善資金助成法に基づき行う債権の保全及び取立てに限る。)、一般社団法人ジェイエフマリンバンク支援協会及び協同住宅ローン株式会社の代理業務を行っております。

#### [推進業務]

漁協系統金融推進のための指導、企画、貯蓄推進運動、研修会等を行っております。

## 勧誘方針

当連合会は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を厳守し、お客様の立場にたった勧誘に心がけ、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

1. お客様の商品利用目的、知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、お客様にとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるような役職員の研修の充実に努めます。

## 手数料一覧表

(令和4年7月1日現在)

(単位:円)

### 振込手数料

種類				手数料			
				同一店宛	本支店宛	他行宛	
窓口扱	電信扱	貯金振替扱	3万円未満	無料	220	660	
			3万円以上	無料	440	880	
		現金扱	3万円未満	無料	220	660	
			3万円以上	無料	440	880	
	文書扱	貯金振替扱	3万円未満			660	
			3万円以上			880	
		現金扱	3万円未満			660	
			3万円以上			880	
FPD・CD持込扱		3万円未満	無料	110	380		
※1		3万円以上	無料	330	550		
Web自振(総合振込)扱		3万円未満	無料	110	270		
※2		3万円以上	無料	220	440		
インターネットバンキング扱		3万円未満	無料	110	270		
		3万円以上	無料	220	440		

※1、※2 法人・事業者のお客様が対象です。

### ATM振込手数料

種類			手数料		
			同一店宛	本支店宛	他行宛
ATM扱	当会キャッシュカード	3万円未満	無料	110	270
		3万円以上	無料	330	440
	現金	3万円未満	無料	110	270
		3万円以上	220	330	440
	他行キャッシュカード	3万円未満	110	220	380
		3万円以上	330	440	550

### 為替自動振込手数料

種類			手数料		
			同一店宛	本支店宛	他行宛
定時定額自動振込扱	当会キャッシュカード	3万円未満	無料	110	270
		3万円以上	無料	330	440

### 振込組戻手数料

種類		手数料		
			1件につき 880円	
振込組戻				

### インターネットバンキングなどの基本手数料(月額)

種類		手数料	
インターネットバンキング(個人向け)		無料	
Web自振(法人向け)		1先につき 月額1,980円	

### 貯蓄貯金スワингなどの手数料

種類		手数料	
貯蓄貯金スワинг手数料		無料	

(注)上記手数料には、消費税(10%)が含まれております。

## 給与振込手数料

種類	手数料		
	同一店宛	本文店宛	他行宛
窓口扱	無料	無料	220
FPD・CD持込扱	無料	無料	110

## 代金取立手数料

種類	手数料		
	同一店宛	本文店宛	他行宛
同地間(1通につき)	無料	無料	無料
		440	
隔地間(1通につき)	普通扱		660
	至急扱		880

※1. 同地間とは、お客様が取立てを依頼された店舗が当該手形の支払場所と同一の手形交換所に参加している場合を指します。

2. 隔地間とは、当該手形の支払場所が上記以外の場合を指します。

## 代金取立組戻などの手数料

種類	手数料
不渡手形返却料	1通につき 880円
取立手形組戻料	1通につき 880円
取立手形店舗提示料	1通につき 880円

## 手形・小切手などの発行手数料

種類	手数料
自己宛小切手	1枚につき 550円
小切手	1冊につき 660円 1枚につき 33円
約束手形	1冊につき 660円 1枚につき 44円

## 証書貸付・ローンの実行、期限前返済などの手数料

種類	手数料		
	住宅資金	ローン	その他資金
実行	無料	無料	無料
全部繰上償還	3,300	3,300	無料
一部繰上償還(一部繰上後条件変更含む)	3,300	3,300	無料
条件変更	3,300	3,300	無料

## 融資返済予定表再発行手数料

種類	手数料
融資返済予定表再発行手数料	1件につき 550円

## 支払承諾保証書発行などの手数料

種類	手数料
カードローン取扱手数料(ローンカード発行手数料)	無料
支払承諾保証書発行手数料	1枚につき 1,100円
融資可能証明書発行手数料	1枚につき 11,000円
担保事務取扱手数料(抵当権設定)	無料
質権設定手数料(確定日付手数料)	無料
その他証明書	1件につき 1,100円

## 紛失再発行などの手数料

種類	手数料
通帳債発行	1冊につき 1,100円
証書債発行	1冊につき 1,100円
キャッシュカード再発行	1枚につき 1,100円

※1. 紛失、盗難、焼失、破損、汚損、お客様の都合によるもの(カードについては、暗証番号忘れおよびMSカードからICカードへの切替含む)が、手数料の対象となります。

(注)上記手数料には消費税(10%)が含まれております。

### 証明書などの発行手数料

種類		手数料	
残高証明書	定時発行	1通につき	220円
	随時発行	1通につき	220円
	制定様式外発行	1通につき	220円
	監査法人向け発行	1通につき	1,100円
利息証明書	定時発行	1通につき	220円
	随時発行	1通につき	220円

※1.「住宅取得に係る借入金の年末残高等証明書」は定時発行の手数料に含まれます。但し、紛失等による再発行は随時発行の手数料となります。

### 個人情報保護法に基づく開示請求手数料

種類		手数料	
基本事項(氏名、住所、電話番号、生年月日)		1件につき	550円
口座残高(指定日単位)		1件につき	1,100円
取引明細(照会(1件)単位)		1件につき	1,100円
その他		1件につき	1,100円

### 窓口両替手数料(金種指定払戻手数料)

両替枚数		手数料	
1枚～	50枚	無料	
51枚～	100枚	無料	
101枚～	300枚	220	
301枚～	500枚	220	
501枚～	700枚	440	
701枚～	2,000枚	440	
2,001枚～		1,000枚毎に220円を加算	

### 窓口大量硬貨入金手数料

両替枚数		手数料	
1枚～	100枚	無料	
101枚～	300枚	無料	
301枚～	500枚	無料	
501枚～	700枚	無料	
701枚～	1,000枚	無料	
1,001枚～		1,000枚毎に220円を加算	

※1.両替の枚数単位は、お客様が「持参された紙幣・硬貨の合計枚数」と「受け取られる紙幣・硬貨の合計枚数」のいずれか多い方とします。

2.同時(同日)に複数回の両替、大量硬貨入金を依頼される場合は、その合計枚数に応じた手数料をいただきます。

3.金種指定払戻とは、金種を指定した貯金口座の出金をいい、その際のお取扱い枚数は「払戻枚数から1万円札を除いた枚数」となります。

4.大量硬貨による振込・諸納付等についても同額の手数料を頂きます。

### ATMご利用手数料

利用時間	利用機関・取引種類	JFマリンバンク	JAバンク	ゆうちょ	e-net	ローソン	セブン	その他MICS 提携金融機関
		入出金	出金	入出金	入出金	入出金	入出金	出金
平日	8:00～8:45	無料	無料	110	110	110	110	220
	8:45～18:00	無料	無料	無料	無料	無料	無料	110
	18:00～21:00	無料	無料	110	110	110	110	220
土曜日	8:00～9:00	無料	無料	110	110	110	110	220
	9:00～14:00	無料	無料	110	無料	無料	無料	110
	14:00～21:00	無料	無料	110	110	110	110	220
日祝祭日	8:00～21:00	無料	無料	110	110	110	110	220

(注)上記手数料には消費税(10%)が含まれております。

## 業績

令和3年度末の総資産は914億296万円で、前年度末に比べ、60億3,335万円増加しました。

調達面では、貯金は、期末残高890億円の目標額を設定し推進した結果、実績は885億2,877万円、達成率99.46%となりました。

運用面では、貸出金は、融資推進に努めましたが、空港沖公有水面埋立事業にかかる補償金の受入に伴う繰上償還等から、期末残高は115億414万円となり、前年度末に比べ、11億2,761万円減少しました。

預け金残高は、759億4,357万円で前年度に比べ88億1774万円増加しました。

預入先は、系統金融機関である農林中央金庫が中心となっています。

有価証券の購入実績はなく、地方債14億円が償還を迎えたことから、期末残高は14億円となり、貯証率は1.58%となりました。

収支状況については、経常収益は、受取奨励金の減少等により7億885万円と前年度より411万円減少しました。

一方、経常費用は、経費圧縮に努めた結果、6億3,158万円と前年度より1,631万円減少しました。

経常利益は、7,727万円と前年度より1,220万円増加しました。

当期剰余金は5,648万円となりました。

金融機関の健全性を表わす代表的な指標である自己資本比率は、自己資本額が26億7,302万円と前年より3,594万円増加し、自己資本比率は10.98%と0.45ポイント下落しました。

国内基準4%並びにJFマリンバンク基準8%を上回っており、経営の安全性を示しております。

## 貸借対照表

(単位:百万円)

資産の部	2年度末	3年度末	負債及び純資産の部	2年度末	3年度末
現金	706	617	貯金	82,499	88,528
預け金	67,125	75,943	当座貯金	790	652
系統預け金	65,309	74,569	普通貯金	31,335	36,754
系統外預け金	1,816	1,374	納税準備貯金	18	17
有価証券	2,906	1,406	貯蓄貯金	28	65
国債	-	-	別段貯金	378	430
地方債	2,703	1,205	定期貯金	49,368	50,075
金融債	-	-	定期積金	579	531
社債	202	201	その他負債	109	81
外国証券	-	-	貸付留保金	60	18
			未払法人税等	1	19
貸出金	12,631	11,504	従業員預り金	15	12
手形貸付金	786	685	未決済為替借	4	5
証書貸付金	11,036	10,256	未払費用	18	17
当座貸越	605	359	前受収益	1	1
金融機関貸付	203	203	その他の負債	8	7
割引手形	-	-	諸引当金	141	134
その他資産	76	59	賞与引当金	5	9
未決済為替貸	6	0	退職給付引当金	114	123
前払費用	0	0	役員退職慰労引当金	3	-
未収収益	59	49	睡眠貯金払戻引当金	1	1
その他の資産	11	9	固定資産撤去引当金	17	-
固定資産	155	111	債務保証	0	0
有形固定資産	155	111	負債の部計	82,750	88,745
無形固定資産	0	0	出資金	2,133	2,133
外部出資	1,840	1,840	利益剰余金	485	523
長期前払費用	15	14	利益準備金	141	152
債務保証見返	0	0	その他利益剰余金	344	371
貸倒引当金	△ 89	△ 95	特別積立金	291	314
			優先出資消却積立金	-	-
			当期未処分剰余金	53	57
			会員資本	2,619	2,657
			純資産の部計	2,619	2,657
合計	85,369	91,402	合計	85,369	91,402

記載金額の端数処理は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	2 年 度	3 年 度
経 常 収 益	712	708
資 金 運 用 収 益	608	628
貸 出 金 利 息	163	153
預 け 金 利 息	4	1
有 価 証 券 利 息 配 当 金	36	22
受 入 雜 利 息	0	0
受 取 奨 励 金	386	394
受 取 特 別 配 当 金	16	56
役 務 取 引 等 収 益	33	24
内 国 為 替 受 入 手 数 料	15	12
そ の 他 受 入 手 数 料	15	9
そ の 他 の 役 務 取 引 等 収 益	2	2
そ の 他 事 業 収 益	28	28
受 取 出 資 配 当 金	28	28
国 債 等 債 券 償 戻 益	-	-
そ の 他 経 常 収 益	42	27
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	5	-
債 却 債 権 取 立 益	0	1
そ の 他 の 経 常 収 益	36	26
経 常 費 用	647	631
資 金 調 達 費 用	26	25
貯 金 利 息	26	24
支 払 雜 利 息	0	0
役 務 取 引 等 費 用	11	9
内 国 為 替 支 払 手 数 料	2	1
そ の 他 支 払 手 数 料	5	4
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	3	3
そ の 他 事 業 費 用	19	18
融 資 保 険 料	1	1
事 業 推 進 費	14	15
債 権 管 理 費	3	1
事 業 管 理 費	587	559
そ の 他 経 常 費 用	2	19
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	-	14
貸 出 金 債 却	-	4
そ の 他 の 経 常 費 用	2	0
経 常 利 益	65	77
特 別 利 益	0	5
固 定 資 産 処 分 益	-	5
特 別 損 失	9	0
固 定 資 産 処 分 損	0	0
印 紙 稅 過 怠 金	-	0
減 損 損 失	9	9
税 引 前 当 期 利 益	55	81
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3	25
当 期 剰 余 金	52	56
当 期 首 繰 越 剰 余 金	1	1
当 期 未 処 分 剰 余 金	53	57

# 注記表

(令和4年3月末現在)

## I. 繼続組合の前提に関する注記

該当ありません

## II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（外部出資を含む）の評価基準及び評価方法は次のとおりです。
  - 1) 満期保有目的の債券は、償却原価法（定額法）により行っております。
  - 2) 市場価格のない有価証券（外部出資）は、移動平均法による原価法により行っております。
2. 固定資産の減価償却の方法は、次のとおりです。
  - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
    - 1) 減価償却資産の償却方法は定率法です。
    - 2) 平成10年4月1日以降取得の建物の償却方法は定額法です。
    - 3) 平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物の償却方法は定額法です。
    - 4) 取得価額10万円以上20万円未満の一括償却資産については、3年間で均等償却を行っております。
    - 5) 平成15年4月1日以降に取得した30万円未満の少額減価償却資産については取得時に費用処理しております。
    - 6) 耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
  - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）  
本会利用のソフトウェアについては、会内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
  3. 長期前払費用の処理方法は以下のとおりです。  
農林年金にかかる特例業務負担金の長期前納分については、令和14年3月までの期間の均等償却によっております。
  4. 引当金の計上基準は次のとおりです。
    - 1) 貸倒引当金は、資産自己査定規程、経理規程並びに貸出金償却及び貸倒引当金の計上基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。  
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を計上しております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当事業年度は税法基準を採用）を計上しております。  
すべての債権は、資産自己査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。
    - 2) 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
    - 3) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（当事業年度末時点の自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法）に基づき、必要額を計上しております。
    - 4) 睡眠貯金払戻引当金は、利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく払戻損失見込額を計上しております。
    5. 収益及び費用の計上基準は以下のとおりです。  
当会は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。
    6. リース取引の処理方法は次のとおりです。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引で重要性の乏しいものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理により行っております。
    7. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。

## III. 会計方針の変更に関する注記

1. 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当該事業年度の期首から適用し、時価算定基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当事業年度への影響はありません。
2. 当会は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当該事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当該事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当該事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。また、当事業年度に与える影響は軽微です。

3. 消費税の会計処理につきましては従来税込方式によっておりましたが、収益認識の会計基準等の適用に伴い、当該事業年度より税抜方式に変更しております。この変更による経常利益及び税引前利益に対する影響は軽微です。

#### IV. 表示方法の変更に関する注記

該当ありません

#### V. 会計上の見積りに関する注記

##### 1. 繰延税金資産の回収可能性

- 1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額 0円  
2) その他の情報

繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っております。

これらの見積りは将来の不確実な経営環境および本会の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### VI. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当ありません

#### VII. 誤謬の訂正に関する注記

該当ありません

#### VIII. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額は261,432,762円、圧縮記帳累計額は33,625,000円（当期圧縮記帳額はありません）です。

2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部についてはリース契約により使用しております。

3. 担保に供している資産は、以下のとおりです。

担保に供している資産	系統預け金	7,500,000,000円
担保資産に対応する債務	未決済為替（ネット）	4,091,770円

4. 理事及び監事に対する金銭債権総額（総合口座取引等貯金担保貸付は除外）は1,651,871,361円です。

5. リスク管理債権の内訳

- 1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は31,099,041円、危険債権額は514,606,979円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続き開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

- 2) 債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものです。

- 3) 債権のうち貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

- 4) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は545,706,020円です。

なお、上記1)から4)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,419,716,514円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが3,419,716,514円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

#### IX. 損益計算書に関する注記

該当ありません

## X. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### 1) 金融商品に対する取組方針

当会は、愛知県を事業区域として、地元の漁業者等が組合員となっている各地のＪＦが会員となって運営されている協同組織金融機関であり、主に会員及びその組合員に対して貯金の受入や事業資金の貸付等の信用事業を行っており、これに伴う金融商品を有しております。

そして、残った資金は農林中金等に預け入れるほか、地方債等の債券による運用を行っております。

#### 2) 金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、取引先等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。決算日現在における貸出金のうち、55.2%は水産業に対するものであり、当該水産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券は債券であり、満期保有目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

#### 3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスクの管理

当会は、個別の重要な案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に管理部門を設置し、各支店との連携を図りながら与信審査を行っております。審査に当たっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っております。不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「貸出金償却及び貸倒引当金の計上基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、業務推進部において信用情報や時価の把握を定期的に行うこととしております。

##### ② 市場リスクの管理

当会では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場リスクを的確に管理することにより、収益化及び財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視して、資産・負債の金利リスク量分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当会の保有有価証券ポートフォリオの状況を考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するリスク管理運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っております。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びリスク管理運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の購入を行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しております。

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」、「貯金」です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.07%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,902,987円増加するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品毎に異なる流動性を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っております。

#### 4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものも含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない出資等は、次表には含めておりません（4. 参照）。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金	617,022,779	617,022,779	0
(2) 預け金	75,943,576,224	75,943,571,877	△4,347
(3) 有価証券 満期保有目的の債券	1,406,512,740	1,415,632,000	9,119,260
(4) 貸出金 貸倒引当金(*)	11,504,143,259 △95,048,837	12,090,631,973	681,537,551
資産計	89,376,206,165	90,066,858,629	690,652,464
(1) 賀金	88,528,773,664	88,541,696,093	12,922,429
負債計	88,528,773,664	88,541,696,093	12,922,429

(\*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

## 3. 金融商品の時価の算定方法

### 資 産

#### 1) 預け金

満期のない預け金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

満期のある固定金利の預け金については、期間に基づく区分ごとに、満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預本金利で割り引いた現在価値を算出しております。

#### 2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

#### 3) 貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利のうち証書貸付金については、回収見込額等に基づいて貸倒引当金を計上しているため、時価は、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から決算日現在の貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

上記以外の手形貸付については、短期間で償還されることから、時価は簿価と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

なお、貸出金のうち、当該貸付を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

### 負 債

#### 1) 賀金

要求払賀金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期性賀金については、期間に基づく区分ごとに、新規に賀金を受け入れる際に使用する利率で将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しています。

## 4. 市場価格のない出資等は次のとおりです。

(単位：円)

区 分	貸借対照表計上額
① 系統出資	1,748,639,840
② 系統外出資	92,130,000
合計	1,840,769,840

## 5. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	75,943,576,224	0	0	0	0	0
有価証券(*1)	1,007,000,000	400,000,000	0	0	0	0
貸出金(*2)	2,142,168,956	950,969,821	807,472,735	714,734,242	615,793,862	6,202,445,814
合計	79,092,745,180	1,350,969,821	807,472,735	714,734,242	615,793,862	6,202,445,814

(\*1) 有価証券は全て満期保有目的の債券です。

(\*2) 貸出金のうち、延滞口座、特殊回収口座、期限の利益喪失口座等の 70,557,829 円は、含めておりません。

なお、一部の金融機関向けの貸出金 203,000,000 円は 5 年超に含めています。

## 6. 廉金の決算日後の返済予定額

(単位：円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*)	86,902,774,978	869,056,693	704,349,825	19,048,004	33,519,164	25,000

(\*1) 貯金のうち要求払貯金 37,921,111,518 円については、「1 年以内」に含めて開示しております。

また、貯金のうち定期積金は元金のみ開示し、給付補てん備金については含めておりません。

## XI. 有価証券に関する注記

### 1. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

#### 1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

時価が貸借対照表計上額を超えるもの	貸借対照表計上額		時価	差額
	地方債	社債		
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	1,205,265,802	100,490,391	1,214,022,000 101,100,000	8,756,198 609,609
小計	1,305,756,193		1,315,122,000	9,365,807
		0	0	0
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債 社債	100,756,547 0	100,510,000 0	△246,547 0
小計	100,756,547		100,510,000	△246,547
合計	1,406,512,740		1,415,632,000	9,119,260

## XII. 退職給付に関する注記

### 1. 退職給付債務等の内容は以下のとおりです。

#### 1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に関する会計基準」に基づき、簡便法により行っております。

#### 2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	114,042,000	円
退職給付費用	8,984,000	
退職給付の支払額	△	0
期末における退職給付引当金	123,026,000	

#### 3) 退職給付債務及び貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	123,026,000	円
退職給付引当金	123,026,000	

#### 4) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	8,984,000	円
----------------	-----------	---

### 2. 福利厚生費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 1,588,884 円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 4 年 3 月現在における令和 1~4 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 15,798 千円となっています。

## XII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生原因別の主な内訳は次のとおりです。

### 繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	16,911,997 円
賞与引当金	2,742,336
退職給付引当金損金算入限度超過額	33,955,176
減価償却限度超過額	2,044,683
貸出金償却額	79,554,110
減損損失	5,393,572
未収貸出金利息	130,395
未払費用	431,909
睡眠貯金払戻引当金	463,956
繰延税金資産小計	141,628,134
評価性引当額	△141,628,134
繰延税金資産合計	0

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるとき、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳は以下のとおりです。

法定実効税率	27.6%
(調整)	
交際費等永久に損金にされない項目	2.8
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.8
住民税均等割等	1.2
評価性引当額	6.2
教育情報資金	△3.4
その他	1.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.1

## XIV. 貸賃等不動産に関する注記

該当する重要な事項はありません。

## XV. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当ありません

## XVI. 資産除去債務に関する注記

該当ありません

## XVII. 収益認識に関する注記

「II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## XVIII. 重要な後発事象に関する注記

1. 吸収合併対象資産の全部において、当該吸収合併直前の帳簿価格を付する吸収合併が行われます。

- 1) 吸収合併消滅連合会の名称 愛知県信用漁業協同組合連合会
- 2) 吸収合併の目的 経営資源の結集による経営の安定化
- 3) 吸収合併日 2022年4月1日
- 4) 吸収合併存続連合会の名称 東日本信用漁業協同組合連合会
- 5) 合併比率及び算出方法 1対1の対等合併
- 6) 出資一口当たりの金額 10,000円

## XIX. その他の注記

該当ありません

## キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	2 年 度 末	3 年 度 末
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	55	81
減価償却費	17	15
減損損失	9	0
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 42	5
退職給付引当金の増減額（△は減少）	8	8
その他の引当金・積立金の増減額（△は減少）	△ 2	△ 15
資金運用収益	△ 608	△ 628
資金調達費用	26	25
有価証券関係損益（△は益）	0	0
固定資産処分損益（△は益）	－	△ 5
貸出金の純増減（△は純増）	453	1,127
預け金の純増減（△は純増）	△ 460	△ 8,970
貯金の純増減（△は純減）	895	6,029
教育情報資金	△ 10	△ 10
その他	71	△ 35
資金運用による収入	614	638
資金調達による支出	△ 29	△ 28
小 計	1,000	△ 1,761
法人税等の支払額	-22	△ 7
事業活動によるキャッシュ・フロー	977	△ 1,769
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	－	－
有価証券の売却による収入	－	－
有価証券の償還による収入	1,427	1,499
固定資産の取得による支出	△ 17	△ 3
固定資産の売却による収入	－	37
長期前払費用による支出	△ 15	1
外部出資による支出	－	－
外部出資の売却等による収入	－	－
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,393	1,535
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	－	－
出資配当金の払戻しによる支出	－	－
出資配当金の支払額	△ 7	△ 7
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 7	△ 7
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	－	－
5 現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	2,363	△ 241
6 現金及び現金同等物の期首残高	5,757	8,121

(注) 現金及び現金同等物における資金の範囲は、貸借対照表上の現金及び預け金(期間の定めが3か月を超える預け金を除く)となっています。

	令和2年度	令和3年度
現金及び預け金	67,832 百万円	76,560 百万円
期間の定めが3か月を超える預け金	59,711 百万円	68,681 百万円
現金及び現金同等物	8,121 百万円	7,879 百万円

## 剩余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	金額	
	2年 度	3年 度
当期未処分剩余金	53	57
任意積立金取崩額	-	-
剩余金処分額	41	-
利益準備金	11	-
任意積立金	23	-
(特別積立金)	(23)	(-)
出資配当金(配当率)	7(0.25・1.0%)	-(0.25・1.0%)
次期繰越剩余金	11	-

(1) 出資配当率

- ① 普通出資 年 0.25%
- ② 優先出資 年 1.00%

## 貯金

種類別・貯金者別貯金残高

(単位:百万円、%)

種類		2年 度 末		3年 度 末	
		金額	構成比	金額	構成比
当座性貯金	当座貯金	790	1.0	652	0.8
	普通貯金	31,335	38.0	36,754	41.5
	納税準備貯金	18	0.0	17	0.0
	貯蓄貯金	28	0.0	65	0.0
	別段貯金	378	0.5	430	0.5
計		32,551	39.5	37,921	42.8
定期性貯金	定期貯金	49,368	59.8	50,075	56.6
	うち固定金利自由定期	(49,368)	(59.8)	(50,075)	(56.6)
	うち変動金利自由定期	( - )	( - )	( - )	( - )
	定期期積金	579	0.7	531	0.6
	計	49,947	60.5	50,607	57.2
合計		82,499	100.0	88,528	100.0
貯金者区分残高	員内	会員 組合員直接預り 計	4,610 47,451 52,061	5.6 57.5 63.1	5,774 53,414 59,188
	員外	地方公共団体 金融機関 その他 計	4,172 - 26,265 30,437	5.1 - 31.8 36.9	317 - 29,023 29,340
					0.3 - 32.8 33.1

(注1) 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

(注2) 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

種類		2年 度		3年 度		増減
		金額	構成比	金額	構成比	
流動性貯金		31,654	38.1	41,389	45.1	9,735
定期性貯金		51,216	61.6	50,034	54.5	△ 1,182
その他の貯金		281	0.3	349	0.4	68
合計		83,152	100.0	91,773	100.0	8,621

(注1) 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

(注2) 定期性貯金=定期貯金+定期積金

財形貯蓄残高

(単位:百万円)

種類	2年 度 末	3年 度 末
財形貯蓄残高	-	-

## 貸出金

種類別・使途別・貸出者別貸出金残高

(単位:百万円、%)

種類		2年度末		3年度末		増減	
		金額	構成比	金額	構成比		
割引手形		-	-	-	-	-	
手形貸付金		786	6.2	685	5.9	△ 101	
証書貸付金		11,239	89.0	10,459	91.0	△ 780	
当座貸越		605	4.8	359	3.1	△ 246	
合計		12,631	100.0	11,504	100.0	△ 1,127	
固定金利貸出		5,569	44.1	4,342	37.7	△ 1,227	
変動金利貸出		7,062	55.9	7,162	62.3	100	
設備資金		11,036	87.4	10,256	89.2	△ 780	
運転資金		1,594	12.6	1,247	10.8	△ 347	
貸出者区分残高	員内	会員 組合員直接貸付 計	2,923 6,778 9,701	23.1 53.7 76.8	2,463 6,114 8,577	21.4 53.1 74.5	△ 460 △ 664 △ 1,124
	員外	地方公共団体 金融機関 その他 計	- 203 2,726 2,929	- 1.6 21.6 23.2	- 203 2,723 2,926	- 1.8 23.7 25.5	- - △ 3 △ 3

科目別貸出金平均残高

(単位:百万円、%)

種類		2年度		3年度		増減
		金額	構成比	金額	構成比	
割引手形		-	-	-	-	-
手形貸付金		855	6.6	742	6.1	△ 113
証書貸付金		11,382	88.1	10,886	89.5	△ 496
当座貸越		686	5.3	537	4.4	△ 149
合計		12,924	100.0	12,166	100.0	△ 758

貸出金担保別内訳

(単位:百万円)

種類	2年度末	3年度末	増減
貯金等	894	692	△ 202
有価証券	41	-	△ 41
動産	-	-	-
不動産	4,285	4,026	△ 259
その他の担保	36	24	△ 12
計	5,256	4,742	△ 514
漁信基保証	4,830	4,477	△ 353
その他の保証	1,736	1,580	△ 156
計	6,566	6,057	△ 509
信用	809	705	△ 104
合計	12,631	11,504	△ 1,127

債務保証担保別内訳

(単位:百万円)

種類	2年度末	3年度末	増減
貯金等	-	-	-
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	-	-	-
その他の担保	-	-	-
計	0	0	0
漁信基保証	0	0	0
信用	0	0	0
合計	0	0	0

業種別貸出金残高

(単位:百万円、%)

種類	2年度末		3年度末		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
農林水産業	9,049	71.6	8,140	70.8	△ 909
製造業	121	1.0	95	0.8	△ 26
建設業	2	0.0	3	0.0	1
運輸・通信業	1	0.0	3	0.0	2
卸売・小売業	221	1.8	189	1.7	△ 32
金融・保険業	203	1.6	203	1.8	0
不動産業	-	-	-	-	-
サービス業	215	1.7	210	1.8	△ 5
地方公共団体	-	-	-	-	-
その他の	2,817	22.3	2,657	23.1	△ 160
計	12,631	100.0	11,504	100.0	△ 1,127

主要な水産業関係の貸出金残高

(漁業種類等別)

(単位:百万円)

		2年 度 末	3年 度 末	増 減
漁業	海面漁業	2,788	2,439	△ 349
	海面養殖業	272	276	4
	その他漁業	1,033	925	△ 108
漁業関係団体等		3,143	2,712	△ 431
合 計		7,237	6,354	△ 883

※1 本表は、水産業関係の貸出金残高であるため、水産業者に対する水産業関係資金以外の貸出金残高(生活資金等)は含めておりません。

※2 漁連・漁協・水産加工業者やそれらの子会社等に対する貸出は「漁業関係団体等」に記載しております。(地公体、金融機関に対する貸出は含めておりません)

※3 公庫転貸資金のうち、転貸漁協における漁業者向け貸出金も含めております。

(資金種類別)

<貸出金>

(単位:百万円)

		2年 度 末	3年 度 末	増 減
プロパー資金		3,399	2,759	△ 640
水産制度資金	3,838	3,595	△ 243	
	漁業近代化資金	3,420	3,188	△ 232
その他制度資金等		417	406	△ 11
合 計		7,237	6,354	△ 883

※4 プロパー資金とは、信漁連原資の貸出金のうち、制度資金以外のものです。

※5 水産制度資金には、①地公体等が直接的または間接的に融資するもの、②地公体等が利子補給等を行うことで信漁連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは、②のみを掲載しております。ただし、公庫転貸資金のうち、転貸漁協における漁業者向け貸出金は、その他制度資金等に含めております。

<受託貸付金>

(単位:百万円)

		2年 度 末	3年 度 末	増 減
日本政策金融公庫資金 (農林水産事業)		515	513	△ 2
その他		-	-	-
合 計		515	513	△ 2

※6 受託貸付金は、保証残高ではなく、貸出残高を記入しております。

※7 公庫転貸資金のうち転貸漁協における漁業者向け貸出金は、※5のとおり水産制度資金のその他制度資金等に記載しております。(受託金融機関は、受託貸付金に記載しております)。

## 有価証券

種類別有価証券平均残高

(単位:百万円、%)

種類	2年度		3年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	
国債	-	-	-	-	-
地方債	2,703	93.0	1,205	85.7	△ 1,498
政府保証債	-	-	-	-	-
金融債	-	-	-	-	-
社債	202	7.0	201	14.3	△ 1
外国証券	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
合計	2,906	100.0	1,406	100.0	△ 1,500

有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

種類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めなし	合計
2年 度 末	国債	-	-	-	-	-	-	-
	地方債	1,500	1,203	-	-	-	-	2,703
	政府保証債	-	-	-	-	-	-	-
	金融債	-	-	-	-	-	-	-
	社債	-	203	-	-	-	-	203
	外国証券	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-
3年 度 末	国債	-	-	-	-	-	-	-
	地方債	806	399	-	-	-	-	1,205
	政府保証債	-	-	-	-	-	-	-
	金融債	-	-	-	-	-	-	-
	社債	201	-	-	-	-	-	201
	外国証券	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-

有価証券の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

(単位:百万円)

保有目的	2年度末			3年度末		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
売買目的	-	-	-	-	-	-
満期保有目的	2,906	2,936	30	1,406	1,415	9
その他	-	-	-	-	-	-
合計	2,906	2,936	30	1,406	1,415	9

1. 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
- ① 売買目的有価証券については、保有しておりません。
  - ② 満期保有目的有価証券については、取得価額（債券金額との取得差額を償却原価法にて加減算）を貸借対照表価額として計上しております。
  - ③ その他有価証券については、保有しておりません。

#### 保有有価証券（受益証券は除外）の利回り

(単位: %)

種類	2年度	3年度
国債	-	-
地方債	1.03	0.95
政府保証債	-	-
金融債	-	-
社債	0.97	0.98
外国証券	-	-
以上平均	1.02	0.95

オフバランス取引の状況

オフバランス取引はありません。

先物取引の時価情報

先物取引はありません。

オプション取引の時価情報

オプション取引はありません。

## 受託業務・為替業務等

### 受託貸付金の残高

(単位: 百万円)

受託先	2年度末	3年度末
日本政策金融公庫 (農林水産事業資金)	516 (515)	514 (513)
(国民生活事業資金)	0	0
住宅金融支援機構	66	46
福祉医療機構	1	0
合計	583	561

### 内国為替の取扱実績

(単位: 件、百万円)

種類	2年		3年	
	仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込 金額 (件数)	(27,891) 36,595	(40,811) 40,277	(21,664) 37,665	(35,136) 49,250
代金取立 金額 (件数)	( 2) 8	( 55) 16	( 3) 2	( 48) 17
計 金額 (件数)	(27,893) 36,604	(40,866) 40,293	(21,667) 37,667	(35,184) 49,268

## 平残・利回り等

粗利益

(単位:百万円、%)

区分	2年度	3年度
資金運用収益	608	628
資金調達費用	26	25
資金運用收支	581	603
役務取引等収益	33	24
役務取引等費用	11	9
役務取引等收支	22	15
その他事業収益	28	28
受取出資配当金	28	28
受取助成金	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
その他の事業収益	—	—
その他事業費用	19	18
その他事業收支	8	9
事業粗利益	629	645
事業粗利益率	0.76	0.70
事業純益	24	69
実質事業純益	24	69
コア事業純益	24	69
コア事業純益 (投資信託解約損益除く)	24	69

(注) 事業粗利益率=事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

業務純益

(単位:百万円)

区分	2年度	3年度
業務純益	24	69

(注) 業務純益=事業粗利益-経費(人件費・物件費・税金)-一般貸倒引当金戻入額

資金運用・調達勘定の平均残高等

(単位:百万円、%)

区分	2年 度			3年 度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	82,987	608	0.73	91,704	608	0.69
貸出金	12,924	163	1.26	12,166	153	1.26
預け金	66,498	408	0.61	77,173	452	0.59
有価証券	3,564	36	1.03	2,363	22	0.95
資金調達勘定	83,152	26	0.03	91,773	25	0.03
貯金・定積	83,152	26	0.03	91,773	25	0.03
借入金	-	-	-	-	-	-
貯金原価率			0.76			0.65
総資金利ざや			0.06			0.09

(注) 総資金利ざや=総資金運用利回り-総資金原価率

受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

区分	2年 度 増 減 額	3年 度 増 減 額
受取利息	△ 24	△ 26
貸出金	△ 6	△ 9
預け金	△ 1	△ 3
有価証券	△ 17	△ 14
支払利息	0	0
貯金	0	0
譲渡性貯金	-	-
借入金	-	-
差引	△ 24	△ 26

(注) 増減額は前年度対比です。

経費の内訳

(単位:百万円)

区分	2年度	3年度
人件費	385	360
役員報酬	19	18
給料手当	301	272
賞与引当金戻入額	△3	△5
賞与引当金繰入額	5	9
福利厚生費	53	49
退職給付費用	8	8
役員退職慰労引当金繰入	1	6
旅費交通費	3	3
業務費	70	61
負担金	13	10
施設費	97	91
貯金保険料	6	6
雑費	7	20
税金	3	5
合計	587	559

## 諸指標

最近5年間の主要な経営指標

区分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
経常収益	655	682	762	712	708
経常利益	40	73	105	65	77
当期剰余金	40	62	56	52	56
出資金	2,133	2,133	2,133	2,133	2,133
出資口数	213,381	213,381	213,381	213,381	213,381
純資産額	2,500	2,545	2,584	2,619	2,657
総資産額	81,428	80,918	84,399	85,369	91,402
貯金等残高	78,770	78,185	81,603	82,499	88,528
貸出金残高	13,755	13,277	13,085	12,631	11,504
有価証券残高	5,021	4,922	4,333	2,906	1,406
剰余金配当金額					
・出資配当の額	7	7	7	7	—
・事業利用分量配当の額	—	—	—	—	—
職員数	90人	83人	85人	80人	67人
単体自己資本比率	11.76	11.96	11.49	11.43	10.98

(注)「単体自己資本比率」は、「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第3号)に基づき算出しております。なお、平成24年度以前は旧告示(バーゼルⅡ)に基づく単体自己資本比率を記載しています。

### 経営諸指標

項目	2年度	3年度
(貯貸率等)		
貯貸率(期末、期中)	15.31	15.54
貯預率(期末、期中)	81.36	79.97
貯証率(期末、期中)	3.52	4.28
一従業員当たり貯金残高	1,031	1,321
一店舗当たり貯金残高	13,749	88,528
一従業員当たり貸出金残高	157	171
一店舗当たり貸出金残高	2,105	11,504
(利益率)		
総資産経常利益率	0.07	0.08
資本経常利益率	2.52	2.96
総資産当期純利益率	0.06	0.05
資本当期純利益率	2.03	2.16

(注1) 総資産経常(当期)利益率=経常(当期)利益/総資産平均残高(偶発債務見返除く)×100

(注2) 資本経常(当期)利益率=経常(当期)利益/資本勘定平均残高×100

## 自己資本の充実の状況

### 1. 自己資本調達手段の概要に関する事項

#### (1) 自己資本比率の状況

当連合会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

令和2年3月末における自己資本比率は、預け金の増加により、昨年度と比べて0.47ポイント減少の11.49%となりました。

#### (2) 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当連合会の自己資本は、会員からの普通出資のほか、愛知県水産業振興基金からの非累積的永久優先出資により調達しております。

##### 普通出資金

項目	内容
発行主体	愛知県信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	17億8,381万円(前年度17億8,381万円)

##### 非累積的永久優先出資

項目	内容
発行主体	愛知県信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	非累積的永久優先出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	3億5,000万円(前年度3億5,000万円)

当連合会では、将来的な信用リスク・金利リスクの増加や新たな大口信用供与規制に対処するため、安定的な自己資本比率の維持に努めるよう、内部留保による自己資本増強を行っております。内部留保は、利益剰余金等に積み立てる方針です。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出規程」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

これに基づき、当会における信用リスクやオペレーション・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

## 2. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項目	2年度末		3年度末	
	経過措置による不算入額		経過措置による不算入額	
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	2,611		2,649	
うち、出資金及び資本準備金の額	2,133		2,133	
うち、再評価積立金の額	—		—	
うち、利益剰余金の額	485		523	
うち、外部流出予定額(△)	△ 7		△ 7	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	37		33	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	37		33	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
うち、回転出資金の額	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	2,648		2,683	
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。)の額の合計額	—	—	—	—
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	—	—	—
繰延税金資産(一時差異に係るものと除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	11,448	—	10,415	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—

特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額(口)	11,448	△	10,415	△
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	2,637	△	2,673	△
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	21,886	△	23,147	△
資産(オン・バランス)項目	21,886	△	23,147	△
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 304	△	△ 304	△
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスボージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	△ 304	△	△ 304	△
うち、上記以外に該当するものの額	—	△	—	△
オフ・バランス項目	140	△	93	△
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額	—	△	—	△
中央清算機関連エクスボージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	△	—	△
オペレーションル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	1,165	△	1,186	△
信用リスク・アセット調整額	—	△	—	△
オペレーションル・リスク相当額調整額	—	△	—	△
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	23,052	△	24,333	△
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	11.43 %	△	10.98 %	△

(注)オペレーションル・リスクに関する記載:(基礎的手法を使用=1、粗利益配分手法を使用=2、先進的計測手法を使用=3) 1

(注)オペレーションル・リスクに関する記載:(基礎的手法を使用=1、粗利益配分手法を使用=2、先進的計測手法を使用=3)

### 3. 自己資本の充実に関する事項

(単位:百万円)

信用リスク・アセット額 (標準的手法)	2年度末			3年度末		
	エクスポート ジャヤーの 期末残高	リスク・ アセット額	所要自己 資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポート ジャヤーの 期末残高	リスク・ アセット額	所要自己 資本額 $b=a \times 4\%$
	a	b		a	b	
現金	706	—	—	617	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	2,708	—	—	1,207	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関及び 我が国の政府関係機関向け	101	10	0	100	10	0
地方三公社向け	1,500	300	0	1,500	300	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	67,158	13,431	537	75,972	15,194	607
法人等向け	114	51	2	1,601	50	2
中小企業等・個人向け	1,095	570	22	954	521	20
抵当権付住宅ローン	2,336	815	32	2,138	745	29
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	12	10	0	8	7	0
取立未済手形	6	1	0	0	0	0
漁業信用基金協会等保証	4,830	483	19	4,477	447	17
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
出資等	355	355	14	355	355	14
(うち出資等のエクスポートジャヤー)	355	355	14	355	355	14
(うち重要な出資のエクスポートジャヤー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	4,468	6,157	246	3,991	5,812	232
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポートジャヤー)	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫の対象普通出資等に係るエクスポートジャヤー)	1,688	3,917	156	1,688	3,917	156
(うち特定期目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポートジャヤー)	4	10	0	3	9	0
(うち純株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポートジャヤー)	—	—	—	—	—	—
(うち純株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポートジャヤー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポートジャヤー)	2,775	2,228	89	2,298	1,885	75
証券化	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャヤー	—	—	—	—	—	—
(うちルックスレー方式)	—	—	—	—	—	—
(うちマンデート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式))	—	—	—	—	—	—
超過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入となるものの額	0	0	0	0	0	0
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートジャヤーに係る超過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関連エクスポートジャヤー	—	—	—	—	—	—
合 計(信用リスク・アセットの額)	85,389	21,883	872	92,926	23,147	925

#### 4. オペレーション・リスクに対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

2年度			3年度		
粗利益額 a	オペレーション・リス ク相当額を8%で 除して得た額 $b=a \times 15\% \div 8\%$	所要自己資本額 $c=b \times 4\%$	粗利益額 a	オペレーション・リス ク相当額を8%で 除して得た額 $b=a \times 15\% \div 8\%$	所要自己資本額 $c=b \times 4\%$
621	1,165	46	632	1,185	47

(注) オペレーション・リスク相当額の算出に当たり、当会では基礎的手法を採用しています。

#### 5. 所要自己資本額

(単位:百万円)

2年度		3年度	
リスク・アセット (分母)合計 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	リスク・アセット (分母)合計 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
23,052	922	24,333	973

#### 6. 信用リスクに関する事項

##### (1) 標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

① リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスター・サービス・インク(Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(S&P)
フィッチ・レーティング・リミテッド(Fitch)

② リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポートジャヤー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポートジャヤー		日本貿易保険
法人等向けエクスポートジャヤー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポートジャヤー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(2) 信用リスクに関するエクスポートジャヤーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位:百万円)

		2年度末		3年度末	
		信用リスクに関するエクスポートジャヤーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち貸出金等
法人	農林水産業	3,609	3,609		3,229
	製造業	74	74		54
	建設業	-	-		3
	運輸・通信業	-	-		-
	卸売・小売業	70	70		60
	金融・保険業	70,046	203		80,214
	不動産業	-	-		-
	サービス業	66	66		68
	地方公共団体	2,708	-	2,708	1,207
	その他	1,716	1,513	203	1,702
個人		7,107	7,107		6,392
固定資産等		-		-	
合計		85,395	12,641	2,911	92,926
					11,511
					1,409

(注1) 全て国内取引です。

(注2) 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートジャヤーを含んでいます。

(注3) 当会は、デリバティブ取引の取扱いはありません。

(3) 信用リスクに関するエクスポート・ジャーナーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位:百万円)

	2年度末		3年度末			
	信用リスクに関するエクスポート・ジャーナーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関するエクスポート・ジャーナーの残高	うち貸出金等	うち債券
1年以下	71,311	1,974	1,503	75,680	1,184	1,009
1年超3年以下	2,066	658	1,408	1,479	595	400
3年超5年以下	1,252	893		1,319	835	
5年超7年以下	1,018	1,018		944	944	
7年超	7,896	7,896		7,748	7,748	
期限の定めなし	1,852	203		5,756	203	
合 計	85,395	12,641	2,911	92,926	11,511	1,409

(注1) 全て国内取引です。

(注2) 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブル以外のオフ・バランスシート・エクスポート・ジャーナーを含んでいます。

(4) 3月以上延滞エクスポート・ジャーナーの期末残高および業種別の内訳

(単位:百万円)

	2年度末	3年度末
法 人	農林水産業	—
	製造業	—
	建設業	—
	運輸・通信業	—
	卸売・小売業	4 0
	金融・保険業	—
	不動産業	—
	サービス業	—
	地方公共団体	—
	その他	—
個 人		8 8
合 計		12 8

(注1) 全て国内取引です。

(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	2年度					3年度				
	期首残高	期中増加	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	39	37	0	39	37	37	33	0	37	33
個別貸倒引当金	93	52	36	56	52	52	61	9	43	61
法 人	農林水産業	0	0	0	0	0	0	37	0	0
	製造業	6	8	0	6	8	8	7	0	8
	建設業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	卸売・小売業	13	9	0	13	9	9	0	9	0
	金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	サービス業	2	4	0	2	4	4	4	0	4
	地方公共団体	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個人		70	30	36	34	30	30	11	0	30
(注1) 全て国内取引です。										

(6) 貸出金償却の額

(単位:百万円)

	項目	2年度		3年度	
		農林水産業	製造業	建設業	運輸・通信業
法 人	農林水産業	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—
	建設業	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—
	卸売・小売業	—	—	—	4
	金融・保険業	—	—	—	—
	不動産業	—	—	—	—
	サービス業	—	—	—	—
	地方公共団体	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
個人		2	—	—	—
合計		2	—	—	4

(7) 信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

		2年度末			3年度末		
		格付有	格付無	計	格付有	格付無	計
信用 リスク削 減効果勘 案後残 高	0%	—	—	—	—	—	—
	10%	10	483	493	10	448	458
	20%	—	13,432	13,432	—	15,194	15,194
	35%	—	814	814	—	746	746
	50%	51	4	55	51	2	53
	75%	—	570	570	—	521	521
	100%	—	2,787	2,787	—	2,445	2,445
	150%	—	6	6	—	3	3
	200%	—	—	—	—	—	—
	250%	—	3,725	3,725	—	3,724	3,724
	1250%	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—
自己資本控除額		—	—	—	—	—	—
合 計		62	21,822	21,886	62	21,822	23,147

## 7. 信用リスク削減手法に関する事項

### (1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポートージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポートージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポートージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

また、貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポートージャー額としています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取扱業者、これら以外の主体で長期格付が A-または A3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポートの額

(単位:百万円)

区分	2年度		3年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機関及び 我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	1,500	—	1,500
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	—	—	—	—
中小企業等・個人向け	334	—	259	—
抵当権付住宅ローン		8		6
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞債権	—	—	—	—
漁業信用基金協会等保証	—	—	—	—
その他	517	41	413	—
合計	851	1,549	672	1,506

8. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払を行う取引です。

当会では、派生商品取引および長期決済期間取引を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

9. 証券化エクスポートに関する事項

「証券化エクスポート」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポートのことです。

当会では証券化商品を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

10. 出資その他これに類するエクスポートに関する事項

(1) 出資その他これに類するエクスポートに関するリスク管理の方法及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポート」とは貸借対照表上の外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当会においては、株式は「その他有価証券」、対象先としては系統および系統外出資に区分して管理しています。

系統出資については、漁連、農林中央金庫をはじめ、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

これらの評価等は、株式については、その他有価証券として区分しておりますが、時価はありませんので取得原価を記載しています。系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に

応じて外部出資等損失引当金を設定することとしています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨を記載することとしています。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	2年度末		3年度末	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	73		73	
合計	73	—	73	—

(3) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

	2年度			3年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上場	—	—	—	—	—	—
非上場	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

(4) 貸借対照表で認識された損益計算書で認識されない評価損益の額

(その他有価証券の評価損益等)

(単位:百万円)

	2年度末		3年度末	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	—	—	—	—
非上場	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関係会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

	2年度末		3年度末	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	—	—	—	—
非上場	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(6) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	2年度	3年度
ルックスルー方式を適用するエクspoージャー	-	-
マンデート方式を適用するエクspoージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクspoージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクspoージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクspoージャー	-	-

11. 金利リスクに関する事項

(1) 金利リスクの算定方法の概要

金利リスクとは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一緒に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

月末を基準日として、四半期ごとに IRRBB を計測しています。

当会では、市場金利が上下2%変動した場合の金利リスク量を算出しています。

なお、当座性貯金については、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって隨時払い出される貯金としてコア貯金と定義し、残高の 50%相当額を満期 5 年までの期間に均等配賦(平均残存 2.5 年)して金利リスクを算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 2.5 年となっております。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

当会は円通貨しか取り扱っておりません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定以上は不变としています。

- ・内部モデルの使用等、 $\triangle EVA$  に重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明

内部モデルは使用しておりません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ $\triangle EVA$  以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理として VaR で計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、水協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\triangle EVA$  と大きく異なる点

特段ありません。

## (2) 金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位:百万円)

金利ショックに対する 損益・経済価値の増減額	2年度		3年度	
	$\triangle$	179	$\triangle$	179

## IRRBB 1: 金利リスク

(単位:百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		$\triangle EVA$		$\triangle NII$	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	0	0	49	62
2	下方パラレルシフト	0	0	2	9
3	ステイプ化	144	68		
4	フラット化	0	22		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	144	68		
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		2,673		2,637	

・「 $\triangle EVA$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

・「 $\triangle NII$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から 12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショッ

クをいいます。

- ・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ・「ステイプ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス 1 を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

## リスク管理情報

信用事業命令に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位:百万円)

債権区分	債権額	保全額				合計
		担保	保証	引当		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2020年度	52	15	15	21	52
	2021年度	31	6	13	11	31
危険債権	2020年度	544	400	104	31	536
	2021年度	514	382	72	49	504
要管理債権	2020年度	-	-	-	-	-
	2021年度	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	2020年度	-	-	-	-	-
	2021年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	2020年度	-	-	-	-	-
	2021年度	-	-	-	-	-
小計	2020年度	597	416	120	52	588
	2021年度	545	388	85	61	535
正常債権	2020年度	12,043				
	2021年度	10,966				
合計	2020年度	12,641				
	2021年度	11,512				

### (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

### 2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

### 3. 要管理債権

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

### 4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

### 5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

金融再生法開示債権残高及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

	2年度末	3年度末	増 減
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	52	31	△ 21
危険債権	544	514	△ 30
要管理債権	0	0	0
不良債権額合計 (A)	597	545	△ 52
正常債権	12,043	10,966	△ 1,077
保全額合計 (D)=(B)+(C)	588	535	△ 53
担保・保証付債権額 (B)	536	474	△ 62
貸倒引当金残高 (C)	52	61	9
保全率 (D)/(A)	98.49	98.16	△ 0.33

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、更生手続等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 「要管理債権」とは、基本的には、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外のものに区分される債権をいいます。
5. 「担保・保証付債権額(B)」は、「金融再生法開示債権総額(A)」のうち、自己査定に基づいて計算した貯金・定期積金及び不動産等の確実な担保の処分可能見込額並びに漁業信用基金協会及び公的保証機関等確実な保証先による保証付貸付金についての当該担保・保証の合計額です。
6. 「貸倒引当金残高(C)」は、「正常債権」に対する貸倒引当金は含まれておりません。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

年度	区分	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
				目的使用	その他	
2	一般貸倒引当金	39	37	—	39	37
	個別貸倒引当金	93	52	—	93	52
	合 計	132	89	—	132	89
3	一般貸倒引当金	37	33	—	37	33
	個別貸倒引当金	52	61	9	43	61
	合 計	89	95	9	80	95

貸出金償却の額

(単位:百万円)

区 分	2 年 度	3 年 度
貸 出 金 偿 却	2	4

## 本会の組織

会員数

資 格 別	2 年 度 末	3 年 度 末	増 減
正 会 員	43	41	△ 2
准 会 員	1	1	-
合 計	44	42	-

役 員

(令和3年7月1日現在)

役 職 名	氏 名
代 表 理 事 会 長	山 下 三 千 男
常 務 理 事	高 橋 學
理	黒 田 春
"	山 本 司
"	山 本 弘
"	鈴 木 和
"	榎 原 男
"	中 根 夫
代 表 監 事	山 本 二
監 勤 監 事	鈴 木 且
常 外 監 事	朝 倉 義
員	藤 崎 子

## 財務諸表の正確性、内部監査の有効性に関する確認書

謄 本

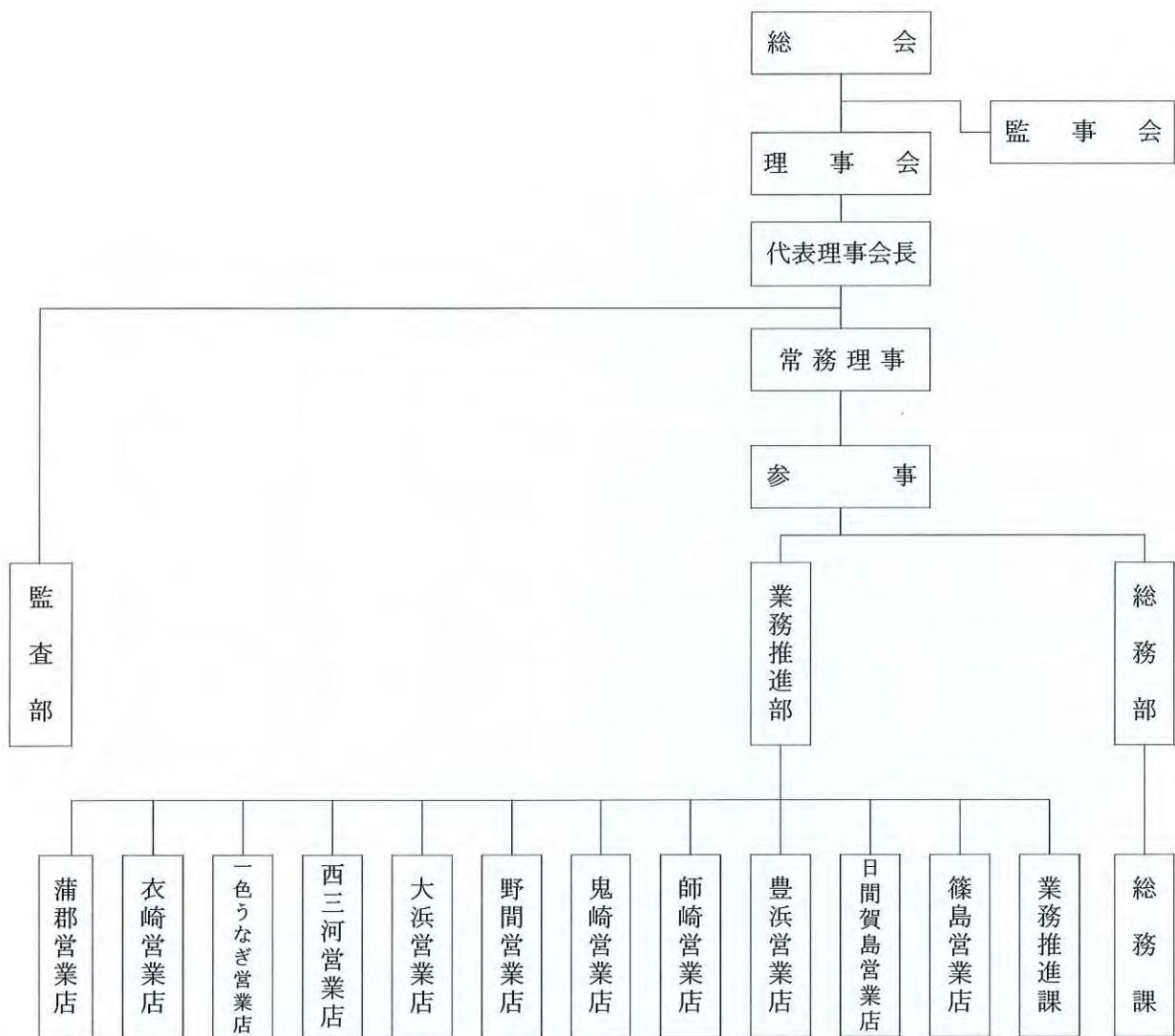
### 確 認 書

- ① 私は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されることを確認しました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
  - ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和4年7月30日

東日本信用漁業協同組合連合会 愛知支店  
常務理事 高橋 学

## 組織機構図



(令和4年3月31日現在)

※平成11年6月14日より員外監事制を導入。

平成13年6月21日より常勤監事制を導入。

## 店舗一覧表

店舗名	所在地	代表電話番号
本店	名古屋市中区丸の内三丁目4番31号	052(962)1481
篠島営業店	知多郡南知多町大字篠島字神戸302番地の1	0569(67)2759
日間賀島営業店	知多郡南知多町大字日間賀島字浜側87番地	0569(68)2019
豊浜営業店	知多郡南知多町大字豊浜字相筆3番地の5	0569(65)0215
師崎営業店	知多郡南知多町大字師崎字朝日町2番地	0569(63)0023
蒲郡営業店	蒲郡市形原町三浦町12番地の2	0533(57)5125
衣崎営業店	西尾市一色町松木島中切215番地	0563(72)3048
一色うなぎ営業店	西尾市一色町対米船原18番地	0563(72)8023
西三河営業店	西尾市一色町一色18東塩浜17番地2	0563(72)7461
野間営業店	知多郡美浜町大字奥田字南大西50番地	0569(87)0008
大浜営業店	碧南市築山町1丁目70番地	0566(41)0248
鬼崎営業店	常滑市蒲池町三丁目97番地	0569(42)0241

### 自動機器の設置状況

ATM(現金自動預入・支払機)、CD(現金自動支払機)の設置台数

	種別	店舗内	店舗外
信漁連設置	CD ATM	— 5	— 3

協同会社

協同会社はありません。

特定信用事業代理業の状況

特定信用事業代理業の取扱いはありません。

## 沿革・歩み

昭和24年度	水産業協同組合法施行
昭和25年度	6月27日設立。出資金196万円
昭和26年度	県下漁協貯金7,600万円
昭和28年度	13号台風による災害融資法発令
昭和30年度	8月23日豊橋支所開設
昭和34年度	伊勢湾台風による災害融資法発令
昭和35年度	愛知県漁協婦人部協議会発足。県下漁協貯金10億円突破
昭和36年度	衣浦港及び名古屋港造成による会員の脱退始まる
昭和37年度	沿岸漁業構造改善事業開始
昭和40年度	住宅貸付資金創設。手形内部交換開始
昭和41年度	異常水温による災害融資法発令。農林漁業金融公庫受託業務開始
昭和42年度	県下漁協貯金50億円突破。三河港造成による会員の脱退始まる。漁船機関・自動車ローン貸付創設
昭和43年度	住宅金融公庫受託業務取扱開始
昭和44年度	漁業近代化融資制度発足。交通安全定期貯金創設
昭和45年度	県下漁協貯金100億円突破
昭和46年度	全国漁協信用事業相互援助基金発足。第2次沿岸漁業構造改善事業開始
昭和48年度	農水産業貯金保険機構発足。住宅融資員外貸付認可
昭和49年度	県下漁協貯金200億円突破
昭和51年度	県下漁協貯金300億円突破。系統為替業務開始。燃油対策特別資金制度発足
昭和52年度	農林中央金庫代理業務取扱開始。漁協ライフローン貸付創設。国庫金振込事務取扱開始
昭和53年度	全銀内国為替制度加盟及び手形交換業務開始。漁業近代化補完貸付創設
昭和54年度	県下漁協貯金400億円突破。沿岸漁業改善資金制度発足
昭和55年度	愛知県水産会館新ビル竣工。新沿岸漁業構造改善事業開始
昭和56年度	漁業経営安定特別対策資金制度発足
昭和58年度	愛知県収納代理金融機関認可
昭和59年度	県下漁協貯金500億円突破。広報誌「信漁連だより」発刊
昭和60年度	愛知県信用事業推進委員会発足。漁協信用事業整備強化対策事業開始(60~62年度)
昭和62年度	県下漁協貯金600億円突破。国債窓販業務開始。㈱全国漁協オンラインセンター設立
昭和63年度	漁協信用事業整備強化対策事業開始(63~平成元年度)
平成元年度	本会、漁協貯金・為替業務オンライン稼動。ジャックスローン貸付創設
平成2年度	県下漁協貯金700億円1年線上突破。漁協信用事業基盤強化緊急対策事業開始(2~3年度)。
平成3年度	オンラインサブセンター稼動。カードローン創設
平成4年度	貯金・為替業務県下30漁協オンライン化完了。県内貯金ネットサービス取扱開始。
平成5年度	漁協事業基盤強化総合対策事業開始(4年~)。愛知県漁協信用事業組織強化方策の策定。
平成6年度	本会、漁協貸出オンライン稼動。豊橋支所を事業所に変更
平成7年度	県下漁協貯金800億円突破。漁業振興資金制度発足。全国漁協貯金ネットサービス取扱開始
平成8年度	増資6億3,189万円、新出資金14億7,740万円
平成9年度	信用事業統合1号店 篠島支店開設。日間賀島支店開設
平成10年度	豊浜支店、豊浜中洲営業店開設
平成11年度	師崎支店、片名営業店、美浜町営業店、大井営業店開設。全国農・漁協貯金ネットサービス取扱開始
平成12年度	野間営業店、淡水養殖営業店、常滑営業店開設。豊橋事業所、美浜町営業店廃止。MICS加盟。
平成13年度	県下漁協系統貯金1,000億円1年線上突破。鬼崎支店開設。豊浜中洲営業店廃止
平成14年度	創立50周年記念式典、漁婦連創立40周年記念式典併催。郵便貯金とのCD・ATM提携
平成15年度	デビットカードの取扱開始
平成16年度	JFマリンネットバンクの取扱開始。中山営業店開設
平成17年度	オンライン新システム稼動
平成18年度	大浜営業店、三谷営業店開設。中山営業店廃止
平成19年度	西浦支店、形原支店、幡豆営業店、吉田営業店開設
平成20年度	衣崎支店、東幡豆支店、一色うなぎ支店開設。セブン銀行とのATM提携(出金取引)
平成21年度	郵貯・セブン銀行とのATM提携(入金取引)。ICキャッシュカードの取扱開始
平成22年度	全国保証㈱および㈱オリエントコーポレーションの保証付ローンの取扱開始
平成23年度	漁業緊急(セーフティネット)保証対策事業・漁業経営安定対策事業(積立ぶらす)の取扱開始
平成24年度	平成22年度から鬼崎営業店に変更、常滑営業店廃止
平成25年度	淡水養殖営業店廃止
平成29年度	形原支店の名称を蒲郡支店に変更、西浦支店を蒲郡支店傘下の西浦営業店に変更
平成30年度	イーネットATM・ローンATMとの提携によりATM手数料「平日日中0円」の範囲拡大
令和元年度	西三河支店、栄生営業店開設
令和2年度	東幡豆支店から東幡豆営業店に変更
令和3年度	西浦営業店廃止、栄生営業店廃止
令和4年度	東幡豆営業店、幡豆営業店、吉田営業店廃止 西三河支店、衣崎支店、一色うなぎ支店を営業店に変更 三谷営業店、大井営業店、片名営業店廃止 師崎支店、豊浜支店、篠島支店、日間賀島支店を営業店に変更 4月1日付「東日本信用漁業協同組合連合会」と合併し、「東日本信用漁業協同組合連合会 愛知支店」となる

